

みんなで守ろうサンゴ礁の島々の水環境



アスファルト舗装版の 切削汚濁水は産業廃棄物です! ちょっと待った! キチンと回収していますか?

アスファルトを湿式ブレードで切削した時に生じる冷却水と切削粉が混じり合った濁水は産業廃棄物の「汚泥」に該当します。

適正に回収し、産業廃棄物処理業者に委託するなどして、適正に処理する必要があります。また、通常の産業廃棄物と同様に排出事業者にはマニフェストの交付義務が適用されます。故意に河川等に垂れ流している場合は、廃棄物処理法に基づき罰せられる事もあります。



未回収現場の状況



側溝への垂れ流し



適正に回収している様子



回収した濁水(汚泥)

【沖縄県土木建築部が定めた取扱基準】

回収方法

- ①濁水を回収する機能を有するカッター機械による回収、②工業用掃除機による回収、③濁水をスポンジ等で吸着させバケツ等に移し替えて回収する方法

保管・回収方法

産業廃棄物処理基準に従うこと。
回収に使用したスポンジ等が廃棄物になった場合も同様に処理すること。

費用の積算

必要な経費を積算するものとし、運搬費と処分費の合計が最も経済的になるように留意すること。

※詳しくは沖縄県環境整備課のホームページ掲載の通知文(写)をご覧ください。
民間の工事においてもこれに準じて、適正に回収・処理する必要があります。

回収した濁水や粉体の再生処理後物が、環境試験(環境基本法に基づく土壤環境基準、土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準)、コーン指数試験等の基準に適合し、適切な再生利用が可能であることが確認できる場合に限り、再生利用(リサイクル)可能です。

冷却水を使わない乾式のカッターで切断した際に生じる粉体も産業廃棄物の「がれき類」に該当します。

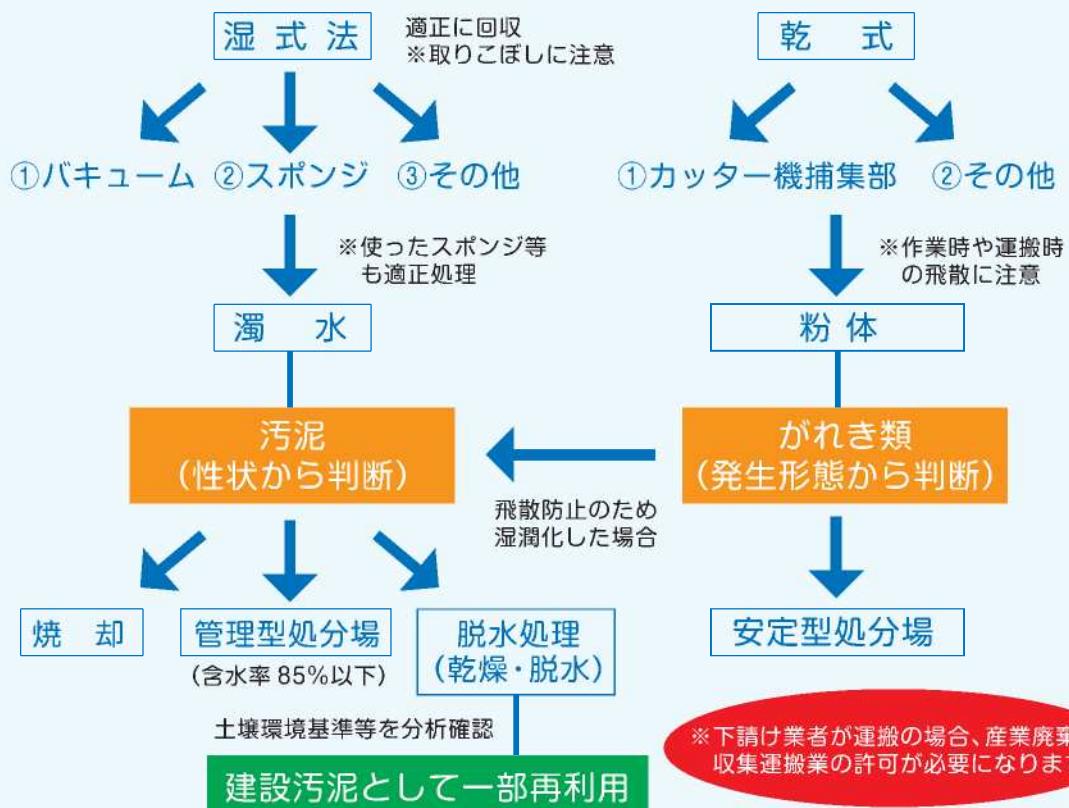
乾式カッターを使用した際に生じる粉体は大変細かな粒子です。充分に飛散防止対策を実施した上で適正に回収してください。天候によっては湿潤化するなどの対策が必要です。

回収した粉体についても産業廃棄物の「**がれき類**」として、マニフェストの交付など、廃棄物処理法に従って適正に処理する必要があります。



【沖縄県内における回収・処理の流れ】

アスファルト舗装版の切断



【問い合わせ先一覧】

北部福祉保健所 TEL:0980-52-2714
中部福祉保健所 TEL:098-938-9886
南部福祉保健所 TEL:098-889-6351
宮古福祉保健所 TEL:0980-72-2420
八重山福祉保健所 TEL:0980-82-3240

環境部環境整備課 TEL:098-866-2231
土木建築部技術管理課 TEL:098-866-2374
那霸市環境部廃棄物対策課 TEL:098-951-3231



平成 26 年 3 月発行